住所　名古屋市守山区西城２丁目９番30号
韓致在　昭和12年２月18日生
鄭春子　昭和16年５月29日生
韓猛　昭和47年12月12日生
住所　名古屋市港区宝神４丁目1904番地11
金栄次　昭和46年５月３日生
住所　千葉市中央区稲荷町３丁目13番１号
朴珠姫　昭和54年９月25日生
住所　横浜市中区本牧原20番27―508号
高良江　昭和34年11月16日生
姜麻美　昭和61年７月29日生
姜明秀　平成元年９月５日生
住所　横浜市中区西之谷町15番地
姜麻衣　昭和63年３月14日生
住所　川崎市川崎区渡田１丁目２番20―705号
李順子　昭和38年11月20日生
住所　川崎市川崎区渡田１丁目２番20―704号
李晨午　昭和41年２月24日生
李由美子　昭和41年５月８日生
李愛梨　平成16年８月10日生
住所　川崎市川崎区渡田向町19番８号
李光芳　昭和43年１月11日生
住所　神奈川県綾瀬市寺尾台３丁目14番22号
朴金明　昭和20年12月26日生
申良和　昭和43年９月２日生
住所　神奈川県座間市東原５丁目１番11―402号
申早苗　昭和39年９月23日生
康在景　平成３年２月３日生
康在虎　平成５年１月19日生
住所　東京都荒川区東日暮里３丁目15番３号
宋哲弘　昭和54年４月30日生
住所　東京都荒川区東日暮里３丁目15番３号
宋磨美　平成元年５月７日生
住所　東京都大田区鵜の木２丁目21番13号
兪智也　昭和63年２月４日生
住所　京都市伏見区桃山南大島町71番地52
李福子　昭和40年７月２日生
住所　京都市西京区樫原山路12番地１
金梨香　昭和45年11月20日生

○外務省告示第百六十二号

平成二十二年三月十八日にチュニスで、南部地下水淡水化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がチュニジア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　南部地下水淡水化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十億円
3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　多賀敏行在チュニジア大使
チュニジア側　エリエス・カスリ外務省アメリカ・アジア総局長

平成二十二年四月五日
外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百六十三号

平成二十二年三月十八日にアディスアベバで、森林保全計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十七億円
3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　駒野欽一在エチオピア大使
エチオピア側　アーメド・シデ財務・経済開発担当国務大臣

平成二十二年四月五日
外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百六十四号

平成二十二年三月十八日にアディスアベバで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
2　贈与額　八億五千万円
3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　駒野欽一在エチオピア大使
エチオピア側　アーメド・シデ財務・経済開発担当国務大臣

平成二十二年四月五日
外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百六十五号

平成二十二年三月十八日にアディスアベバで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億九千万円
3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　駒野欽一在エチオピア大使
エチオピア側　アーメド・シデ財務・経済開発担当国務大臣

平成二十二年四月五日
外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百六十六号

平成二十二年三月十八日にリーブルビルで、森林保全計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガボン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　森林保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　七億円
3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　加藤基在ガボン大使
ガボン側　ローズ・ベカレ外務・国際協力・仏語圏副大臣

平成二十二年四月五日
外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百六十七号

平成二十二年三月十八日にリーブルビルで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガボン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　六億七千万円
3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　加藤基在ガボン大使
ガボン側　ローズ・ベカレ外務・国際協力・仏語圏副大臣

平成二十二年四月五日
外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百六十八号

平成二十二年三月十八日にダカールで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
2　贈与額　九億千万円
3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　齊藤隆志在セネガル大使
セネガル側　アブドゥライ・ディオップ経済・財政大臣

平成二十二年四月五日
外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百六十九号

平成二十二年三月十八日にダカールで、タンバクンダ州給水施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　タンバクンダ州給水施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十三億円
3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　齊藤隆志在セネガル大使
セネガル側　アブドゥライ・ディオップ経済・財政大臣

平成二十二年四月五日
外務大臣　岡田　克也

○財務省告示第百三十四号

分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を平成二十二年四月五日に変更したので、分離適格振替国債の指定等に関する省令（平成十四年財務省令第六十六号）第四条第一項の規定に基づき、分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件（平成十五年一月財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月五日
財務大臣　菅　**直人**

「ゴールドマン・サックス証券株式会社」の次に「、日興コーディアル証券株式会社」を加える。

○厚生労働省告示第百七十九号

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十五条第二項の介護労働安定センターである財団法人介護労働安定センターから、平成二十二年四月五日をもってその住所及び事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、平成四年労働省告示第六十一号（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十五条第一項の規定に基づき、同法第十七条各号に掲げる業務を行う法人を指定した件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月五日
厚生労働大臣　長妻　昭

第二号及び第三号中「文京区大塚二丁目九番三号」を「荒川区荒川七丁目五十番九号」に改める。